

日 時 令和8年1月10日（土）19:00～20:00

場 所 志津南まちづくりセンター大会議室

出席者（会長）四方（副会長）高岡、佐藤、河辺

（理事）山口、岡、石田、三木（代理）、永尾、六反田、中井、神谷、鈴木、大嶽、片倉

岡島、守本、植木（欠席：浅田）

（事務局）長谷川、岸田、金馬（敬称略）

1. 審議事項

1) 令和8年度まちづくり協議会会長の候補者の決定（高岡副会長説明）

✓ 規定によると選考委員会開催すべきであったが、副会長協議をその代わりとして認めて頂きたい。会長候補には四方道治（現会長）を推薦する。令和8年度定時総会にて承認を得る手続きとなる。

異議なく、承認。

✓ 副会長/監事候補者は、3月15日新旧合同理事会にて審議予定。

2. 報告・連絡事項

①まちづくり協議会の組織見直し・会則/施行細則改定について説明・提案（河辺副会長説明）

審議は3月新旧合同理事会で行う。意見・提案は事務局・正副会長までお願いしたい、反映できるものは反映する。

✓ 組織見直し（令和7年度からの変更）：（ア）本部直轄/コーディネート制の廃止（会長への権限集中化とチェック機能消失の是正の為）、広報委員会も専門委員会の一つとする
（イ）交通防犯・環境美化・青少年育成・ふれあい推進の4委員会の業務/体制変更、
（ウ）定例理事会の年6回開催、（エ）専門委員会委員長・社協は6回理事会の内、初回・最終回のみ出席（オ）現在実体がないが、文言だけ残っていた「グループ」を削除、
（カ）自主防災活動は町内会活動の一つであり、それを反映させた組織図へ変更、
（キ）町内会（自治会）役員名欄を削除（町内会毎に役員名が異なる点を考慮）

✓ 会則/施行細則改定：上記組織見直しに対応した文言上の変更・修正（新旧対称表に記載）
[質疑応答]

✓ 説明の中で、次年度活動計画案・予算案の期限は、規約上2月末となっているとのことです
⇒昨年11月理事会に於いて、専門委員会・団体に対して1月30日提出をお願いしている（2月16日予算調整会議・3月新旧合同理事会のスケジュールに対応する為）

了解しました。

（注）上記は、主に別紙2を用いて説明・提案された（本議事録3・4頁に添付）。それ以外の資料（別紙1/新旧対称表案、別紙3/まち協会則案）は、協議会ホームページ/理事会に掲載するが、本議事録には添付せず。

②環境美化・交通防犯・ふれあい推進・青少年育成の各委員長の選定（四方会長説明）

任期は1年、3月新旧合同理事会に提案する。

[質疑応答]

✓ 令和7年度組織を、言わば、それ以前に戻す、その根本的な理由？
⇒チェック機能が働かないからです。

✓ 令和7年度活動（若草地区）で連携（町内会）不足を感じることが有った。改善を願う。

✓ 選定中とのことです、本件は3月新旧合同理事会審議事項でしょうか？
⇒審議事項です。

③町内会（自治会）で実施の令和8年度敬老会活動への協議会からの活動支援（四方会長説明）

令和7年6月1日時点の住基台帳の70歳以上人口を基に、各町内会（自治会）に配分する（一人単価500円×70歳以上人、総額は約62万円）。令和8年度町内会予算建てに利用して下さい。市からまち協に交付される一括交付金の一部が原資となる。

[質疑応答]

✓ 町内会非会員はどのような扱いでしょうか？
⇒対象に含めるのかは町内会次第

④令和7年度活動予算の一部変更(四方会長説明)

子どもスポーツフェスタ開催中止を受け、当初予算の一部 40 万円を防災関係に追加する予定。

⑤市長とまちづくりトーク(四方会長説明)

日時・場所：令和8年2月5日(木)19:00～20:30・志津南まちづくりセンター

テーマ：「志津南学区の地区特性をふまえた課題への対応について」

現理事会メンバーには出席をお願いしたい。

⑥地区防災計画策定関係特にアンケート実施について(四方会長説明)

アンケートに協力頂きまして有難う御座ました。学区2150世帯の内、773件の回答。

⑦人権教育推進委員長から

1月17日(土)10:00から、当センターにて、町内懇談会実施報告会が開催されます。

人権センターから講師もみえます。町内(自治)会長には是非参加をお願いします。

4. 事務局から

①令和8年度宿場まつり(4月26日予定)への模擬店出店の募集(市依頼)が説明された。

②3月15日新旧合同理事会・4月19日定時総会に向け、専門委員会・団体への依頼事項とスケジュールが示された。

5. 理事会予定

・第6回理事会(新旧合同：令和8年3月15日(日)10:00から)

<若草地区町並み保存規則・町並み保存委員会の廃止に関する説明>

理事会終了後(20:05～20:30)、若草1～8丁目町内会会長を対象に、若草地区町並み保存規則・町並み保存委員会の廃止に関する説明(背景・理由)と、今後の各町内総会での手続きのお願いとが、同委員会前委員長(川元康弘氏)からなされた。正副会長・事務局も同席。

①令和8年度から、住民の相談窓口は草津市都市計画課だけ(一本)とする。

②それに対応して若草地区町並み保存規則・町並み保存委員会の廃止をお願いしたい。従来副会長が担当している町並み保存委員も廃止。3月開催の各町内会総会で諮って承認頂きたい(町内会規約改正含む)。

③本件に関し、依頼文書を各町内会長に出状する。

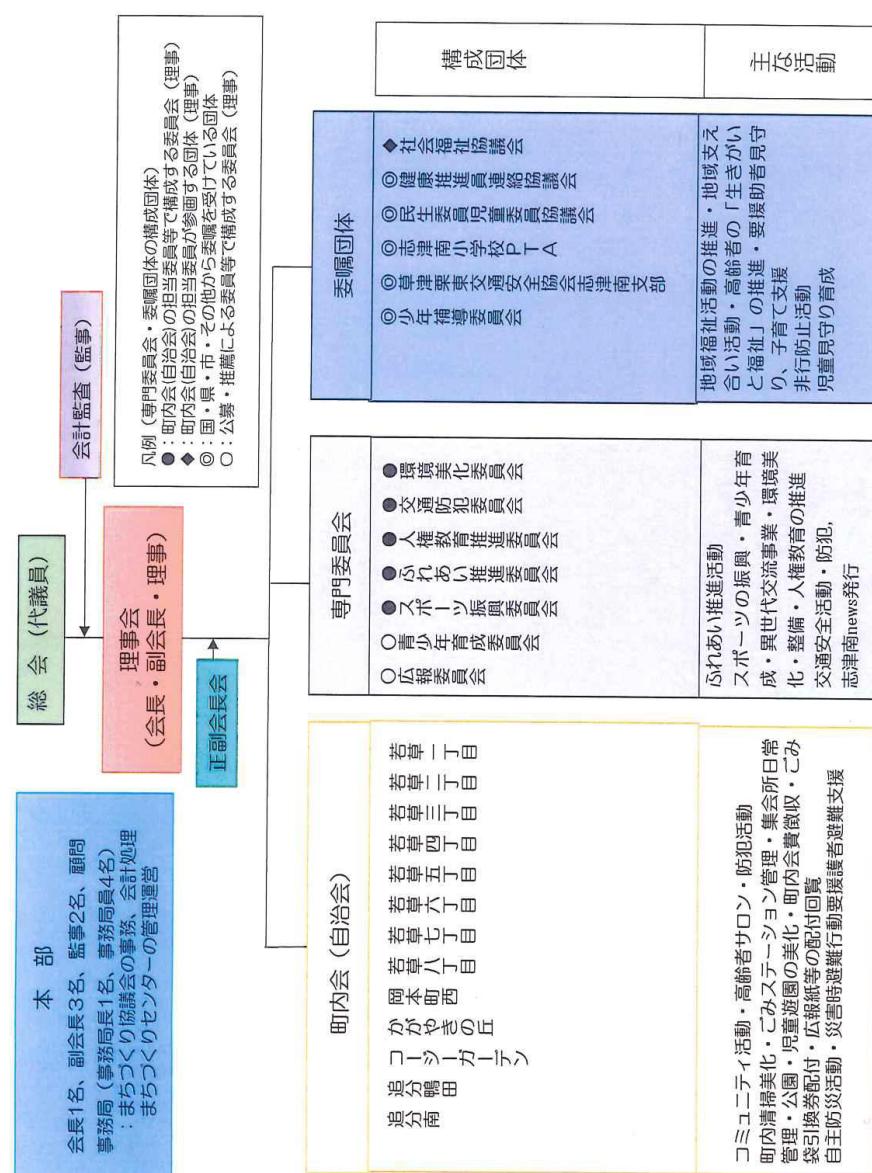
出席者から異議は出されなかった。

以上

今回の改正案

(案)令和8年1月10日

志津南学区まちづくり協議会組織図



別紙2

今回の組織見直しの要旨

- (1)本部直轄（コードネイaget制）をやめる。
- (2)各専門委員会の7年度からの変更点
- 交通防犯
・委員長は交通防犯の経験者・希望者が務める。
・町内会委員が委員として加わる。
・子ども110番の業務が追加。
- 環境美化
・委員長は環境美化の経験者・希望者が務める。
・町内会委員が委員として加わる。
- 青少年育成
・委員会は公募・声掛けで集まった人材で構成。
・町内会委員の選出は不要。
・子ども110番の業務を交通防犯に移管する。
ふれあい推進
・委員長はふれあい推進の経験者・希望者が務める。
・町内会委員が委員として加わる。
人権推進
・人権委員会が委員として加わる。
スポーツ推進
・スポーツ振興委員会
社会福祉
・社会福祉協議会へ参画) 変更無し
広報委員会
・本部直轄→専門委員会
- (3)その他変更点
・定例理事会の回数増（年6回）
理事の内、専門委員会代表と社協代表は1,6回のみ出席（他の必要に応じ出席）
・「グレーブ」禁止

